

札幌市地方裁量型認定こども園指導監査実施要綱

令和3年3月31日子ども未来局長決裁

改正

令和7年7月11日

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の規定に基づき札幌市長が認定した地方裁量型認定こども園に対して、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に基づき実施する立ち入り調査及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第14条第1項の規定により実施する立ち入り検査（以下「指導監査」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方裁量型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。
- (2) 設置者 地方裁量型認定こども園の認定の届出を行った者をいう。
- (3) 設置者等 設置者及び地方裁量型認定こども園に勤務する者をいう。

(指導監査の対象)

第3条 この要綱による指導監査の対象は、地方裁量型認定こども園とする。

(指導監査の実施の方針)

第4条 指導監査は、認定こども園法、児童福祉法、支援法、札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第2号）及び認可外保育施設指導監督基準（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号）別紙、（以下「指導監督基準」という。））に規定する地方裁量型認定こども園が遵守すべき基準等を重点確認項目として、その他各種国通知等に基づき各年度方針計画を定めて実施する。

(指導監査の実施の体制)

第5条 指導監査は、子ども未来局事業所管課担当職員（以下「監査実施者」という。）

により、指導監査班を編成して実施する。

(指導監査事項)

第6条 指導監査は、次に定める事項について行う。

- (1) 指導監督基準に基づく認可外保育施設指導監督基準の遵守等（施設監査）
- (2) 支援法に基づく確認基準の遵守等（確認監査）
- (3) 支援法に基づく業務管理体制の整備（業務管理体制の確認検査）
- (4) 第4条に規定する各年度指導監査方針計画に基づくその他必要な事項

(指導監査の種別)

第7条 指導監査の種別は、一般指導監査、臨時指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査の実施方法等)

第8条 一般指導監査の実施方法等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 一般指導監査は、原則1年に1回以上、実地により監査実施者が行う。ただし、概ね適正な運営が確保されていると認められる場合、1年間に限り実地によらず行うことができるものとする。（以下「実地によらない監査」という。）
- (2) 設置者等は、一般指導監査の実施に当たり、別に定める指導監査資料を事前に札幌市へ提出するものとする。
- (3) 一般指導監査は、次に定める方法にて実施する。
 - ア 実地による監査の場合は、設置者等の立会いを得て、事前に提出された資料及び当日用意を依頼している資料をもとに検査する。
 - イ 実地によらない監査の場合は、事前に提出された資料、聞取り等をもとに検査する。
- (4) 一般指導監査において、検査できない事項があった場合には、その状況について再度検査することができるものとする。
- (5) 前4号の規定にかかわらず、札幌市が必要と判断した場合、臨時に一般指導監査（臨時指導監査）を実施することができるものとする。

(特別指導監査の実施方法等)

第9条 特別指導監査の実施方法等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に、対象の地方裁量型認定こども園にて実地により行う。
 - ア 運営に不正又は著しい不当があることを疑うに足りると札幌市が判断した場

合

イ 基準に違反があると疑うに足りる理由がある場合

ウ 度重なる一般指導監査によっても是正の改善が見られない場合

エ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否した場合

(2) 特別指導監査は、その目的・効果をその都度勘案し、問題や性質等の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的に又は改善が図られるまで継続的に実施する。

(指導監査の実施の通知)

第10条 札幌市は、監査実施に当たり指導監査日の概ね1か月前までに、次に定める事項について文書により設置者に通知する。ただし、第8条第5号及び第9条に規定する監査を実施する場合においては、事前の実施通知を行う必要はない。

(1) 指導監査の対象

(2) 指導監査の方法

(3) 指導監査の実施日時及び場所

(4) 事前送付調書等の指定・提出依頼

(5) その他必要な事項

(指導監査結果の区分)

第11条 指導監査の結果、是正改善が必要な事項のある設置者に対して、次に定める指導を実施する。

(1) 文書指導

以下の項目のいずれかに該当する場合は、文書指導とする。

ア 関係法令、通知等に違反している場合であって、地方裁量型認定こども園の運営に支障を及ぼすと認められる場合

イ 地方裁量型認定こども園を利用する者の処遇・安全に影響がある場合又は影響が想定される場合

ウ 地方裁量型認定こども園の運営等の基本に関わる事項であってその改善状況の確認を必要とする場合

エ 度重なる指導にもかかわらず、改善状況が見られない場合

オ その他総合的に判断して文書指導とすることが適当と認められる場合

(2) 口頭指導

前号に該当しないものは、口頭指導とする。但し、前号に該当する場合であって

も、軽微なもの又は過去の指摘事項に対する改善状況等総合的に判断して、その必要がないと認められる場合については、口頭指導とする。

(指導監査結果の通知等)

第 12 条 指導監査後の設置者に対する結果通知等は次のとおり実施する。

(1) 口頭による講評

指導監査終了後、結果について監査実施者より講評を行う。

(2) 指導監査の復命

監査実施者は講評終了後、速やかに(概ね 2 週間以内)、所属部長まで報告を行う。

(3) 結果通知

指導事項の根拠等について、十分に考慮したうえで監査実施日から概ね 2 か月以内に指導監査結果について通知する。

(結果の通知に対する改善の報告)

第 13 条 設置者は、前条の通知等において指導事項があった場合、速やかに改善を進めるとともに、文書指導事項については、札幌市が別途指定する様式により 2 カ月以内に改善報告をしなければならない。なお、第 14 条第 2 号の公表基準に該当する指導事項の場合は、法人理事会等の審議結果(理事会議事録等)を必ず添付するものとする。

(監査結果等の公表)

第 14 条 市民サービス向上及び地方裁量型認定こども園にかかる教育・保育の質の向上に資するため、次に定めるとおり監査結果等を公表する。

(1) 公表方法

あらかじめ設置者に公表項目・期日等を通知したうえで、札幌市ホームページ等で公表するものとする。

(2) 公表基準

公表基準は次に定めるとおりとする。ただし、札幌市情報公開条例(平成 11 年条例第 41 号)第 7 条に規定する非公開情報に該当する情報は、公表しない。

ア 第 11 条第 1 号の文書指導のうち、各種法令・基準等に違反しており運営等に重大な支障があると判断した場合

イ 第 11 条第 1 号の文書指導のうち、地方裁量型認定こども園を利用する者の処遇・安全に相当な影響があると判断した場合

ウ 前条に規定する改善報告を期限内に行わなかった場合

エ その他札幌市が公表すべきと判断した場合

(3) 公表項目

公表項目は次に定めるとおりとする。

ア 事業所名、運営法人名及び代表者名

イ 指導監査の種類及び実施日

ウ 指導監査結果の要旨

エ 改善状況（公表時点における取り組み状況）

（公表項目等の変更手続き）

第 15 条 設置者は、前条第 1 号で通知した公表項目等の内容について札幌市がホームページ等で公表することで、事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるなど異議がある場合は、文書により申し出ることができる。

（関係機関への情報提供）

第 16 条 指導監査の結果及び改善状況等については、必要に応じて札幌市が関係機関に情報提供するものとする。

（特定子ども・子育て支援施設等としての指導監査等について）

第 17 条 特定子ども・子育て支援施設等（支援法第 30 条の 11 に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）としての指導監査等については、別に定める。

（補足）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。